

平成29年度から国保税の税率が変わります

国民健康保険税 税額改正表（年額）

分類	内訳	改正前	改正後
医療分	所得割	5.80%	7.00%
	資産割	25%	25%
	均等割	15,000円	26,000円
	平等割	25,000円	25,000円
	限度額	540,000円	540,000円
支援分	所得割	2.20%	2.40%
	均等割	10,000円	11,000円
	限度額	190,000円	190,000円
介護分	所得割	1.80%	1.80%
	均等割	10,000円	15,000円
	限度額	160,000円	160,000円

広報11月号でお知らせしたとおり、町では国保事業の健全な運営を維持するために、平成29年度から税率改正を行います。改正内容と改正後の計算例は次のとおりです。

国民健康保険加入者の皆さまには、これまで以上の税負担をお願いすることになります。国民健康保険制度を将来にわたり安定的に運営していくために必要な改正ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○問合せ 町民課税務係 ☎2112

所得の少ない世帯は、世帯主とその世帯の国保加入者の所得合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減対象世帯の所得基準

軽減割合	所得基準額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+26.5万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+48万円 ×被保険者数

年税額モデルケース

（国民健康保険税計算例）



- ①25歳1人世帯の場合
【給与収入100万円 固定資産税なし】
※7割軽減世帯

H28	16,500円
H29	20,400円

（前年度比3,900円の増）

- ②夫婦2人世帯の場合
【ともに70歳代 夫：年金収入200万円
固定資産税3万円 妻：年金収入80万円】
※5割軽減世帯

H28	82,500円
H29	101,100円

（前年度比18,600円の増）

- ③夫婦【ともに40歳代 夫：給与収入300万円
固定資産税5万円 妻：収入なし】、
子ども2人の場合
※2割軽減世帯

H28	284,200円
H29	352,900円

（前年度比68,700円の増）

- ④夫婦【ともに40歳代 夫：給与収入400万円
固定資産税5万円 妻：収入なし】、
子ども2人の場合
※軽減なしの世帯

H28	385,700円
H29	476,400円

（前年度比90,700円の増）